

報道機関 各位

令和7年10月2日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

室長補佐 佐藤眞一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



熊本県最低賃金の改正について ～令和7年度 時間額 1,034円～

熊本労働局長（金谷雅也）は、熊本県最低賃金に関する改正決定を行い、最低賃金法第14条第1項に基づき、令和7年10月2日に官報公示を行いました。

これにより、熊本県最低賃金は令和8年1月1日より時間給1,034円となります。

【公示概要】

熊本県最低賃金	1時間	1,034円
発効日	令和8年1月1日	

※熊本労働局では、発効日に向けて、改正額と中小企業・小規模事業者の賃金引上げ支援策の周知広報を行っていきます。

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

熊本県 最低賃金

令和8年
1月1日から
時間額

1,034 円

前年比 **UP**
82円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
熊本労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



熊本労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

$$\begin{matrix} \text{時間給} \\ \text{円} \end{matrix} \geq \begin{matrix} \text{最低賃金額} \\ \text{(時間額)} \\ \text{円} \end{matrix}$$

B 日給の方

$$\begin{matrix} \text{日給} \\ \text{円} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{1日の} \\ \text{平均所定} \\ \text{労働時間} \\ \text{時間} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{時間額} \\ \text{円} \end{matrix} \geq \begin{matrix} \text{最低} \\ \text{賃金額} \\ \text{(時間額)} \\ \text{円} \end{matrix}$$

C 月給の方

$$\begin{matrix} \text{月給} \\ \text{円} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{1か月の} \\ \text{平均所定} \\ \text{労働時間} \\ \text{時間} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{時間額} \\ \text{円} \end{matrix} \geq \begin{matrix} \text{最低} \\ \text{賃金額} \\ \text{(時間額)} \\ \text{円} \end{matrix}$$

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!



業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索



1 支給の要件

- ✓ 事業場内最低賃金の上げ
- ✓ 引上げ後の賃金額の支払い
- ✓ 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- ✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成



助成金 支給までの 流れ

- 1** 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2** 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3** 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4** 支給



専門家による無料相談を実施
賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索